

## Management Information

## 連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

## 第2部 病院会計制度概論

## 第8章 損益計算書の様式

## 8-1-2 収益・費用の定義

ここで、収益と費用の性質を明らかにする必要がある。収益とは、病院の経済活動における経済的な成果をさし、純資産の増加原因を表す。一方、費用はその経済的成果を得るために負担した経済的犠牲をさし、純資産の減少原因をさす。つまり、一回計期間の純資産の増加原因と減少原因を比較し、純資産の純額での増減を明らかにしたもののが当期純利益（もしくは純損失）となるわけである。損益会計とは、一定期間の運営状況・経営成績を明らかにするものであるが、収益と費用の性質から明白なことは、会計における運営状況・経営成績とは病院における純資産が当該会計期間にどれだけ増加したのか（もしくは減少したのか）をさしている。

ところで、純資産とは、資産から負債の金額を引いたものである。収益は純資産を増加させる原因となるものと定義されたが、純資産を増加させるためには、純資産の定義から明らかなように、資産の額を増加させるかもしくは負債を減少させることが必要である。したがって、収益とは、資産の増加もしくは負債の減少の原因となる取引といえる。反対に費用とは、純資産の減少原因となるものであるから、資産の減少もしくは負債の増加の原因となる活動といえる。

## 収益・費用の定義

貸借対照表

資 産	負 債
(純 資 産)	

病院会計準則では、以下のように定めている。

## 【病院会計準則】

## 第4章 損益計算書原則

## 第29 収益の定義

収益とは、施設としての病院における医業サービスの提供、医業サービスの提供に伴う財貨の引渡し等の病院の業務に関連して資産の増加又は負債の減少をもたらす経済的便益の増加である。

## 第30 費用の定義

費用とは、施設としての病院における医業サービスの提供、医業サービスの提供に伴う財貨の引渡し等の病院の業務に関連して資産の減少又は負債の増加をもたらす経済的便益の減少である。

&lt;続く&gt;

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

新型コロナ患者入院受入  
医療機関への緊急支援

新型コロナウィルス感染症の感染者が増加し、医療提供体制が逼迫している中、厚生労働省が新型コロナ患者の入院受け入れを行っている医療機関に対し、緊急支援を実施しています。

## ◆支援対象医療機関

病床確保計画の最終フェーズとなった都道府県又は病床が逼迫し受入体制を強化する必要があると判断した都道府県が、国に申し出で、国が認めた場合、当該都道府県において新型コロナ患者・疑い患者の受入病床を割り当てられている医療機関

- ・緊急事態宣言が発令された都道府県は国への申出不要。
- ・都道府県は、病床が逼迫する地域に限定して、国に申し出ることも可能。
- ・医療機関は、申請時点で確保病床の病床使用率が 25% 以上であること※。医療機関は 3/31 まで、都道府県からの患者受入要請を正当な理由なく 断らないこと。医療機関は 2/28 までに申請を行うこと。

※令和2年12月25日以降新たに割り当てられた確保病床は除く。新たに割り当てられた確保病床は補助の対象。

## ◆補助基準額

確保病床数※に応じた補助（①～③の合計額）

- ① 新型コロナ患者の重症者病床数×1,500 万円
- ② 新型コロナ患者のその他病床数×450 万円
- ③ 協力医療機関の疑い患者病床数×450 万円

※ 令和2年12月25日から令和3年2月28日までの最大の確保病床数（12/24以前から継続している確保病床も対象）

## 〔加算：令和3年1月7日付けの交付要綱改正〕

緊急事態宣言が発令された都道府県において、緊急的に新たに受入病床を確保する観点からの加算

〔今般の予備費の適用以降新たに割り当てられた確保病床数（新型コロナ患者の重症者病床数及びその他病床数）※1〕 $\times$   $\frac{450 \text{ 万円の}}{\text{加算}} \text{※2}$

※1 令和2年12月25日から令和3年2月28日までに新たに割り当てられた確保病床

※2 緊急事態宣言が発令されていない都道府県も新規割当分について 300 万円の加算

（出典：更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（+加算措置の追加）（厚生労働省））